

平成19年第1回定例会（3月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録（第1号）

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回定例会（3月）

平成19年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録目次

第1日（3月28日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告（午後1時00分）	3
広域連合長の議会招集あいさつ	4
仮議席の指定	4
日程第1 議長の選挙について	5
議長の就任あいさつ	5
日程第2 議席の指定について	6
日程第3 会期の決定について	6
日程第4 副議長の選挙について	6
副議長の就任あいさつ	7
日程第5 会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について	7
日程第6 会議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について	8
会議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について	8
日程第7 選挙管理委員の選挙について	9
日程第8 選挙管理委員補充員の選挙について	9
日程第9 議案第1号 監査委員の選任について＜識見を有する監査委員＞	10
日程第10 議案第2号 監査委員の選任について＜議員選出監査委員＞	10
日程第11 議案第3号 副広域連合長の選任について	11
議案第4号 副広域連合長の選任について	11
議案第5号 副広域連合長の選任について	11
議案第6号 副広域連合長の選任について	11
議案第7号 副広域連合長の選任について	11
休憩（午後1時29分）	12
再開（午後1時40分）	12
副広域連合長の紹介及びあいさつ	12
日程第12 議案第8号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか14本の条例について）	13

	議案第 9 号 専決処分の承認について（平成 18 年度広島 県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算について）．．．．．	15
	議案第 10 号 専決処分の承認について（公平委員会の事 務を広島県に委託することについて）．．．．．	16
	議案第 11 号 専決処分の承認について（広島県市町公務 災害補償組合への加入について）．．．．．	16
	議案第 12 号 専決処分の承認について（広島県市町公務 災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合 規約の変更について）．．．．．	16
日程第 13	議案第 13 号 広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条 例の制定について．．．．．	17
	議案第 14 号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条 例の制定について．．．．．	17
	議案第 15 号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保 護条例の制定について．．．．．	17
	議案第 16 号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・ 個人情報保護審査会条例の制定について．．．．．	17
	議案第 17 号 広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の 運営等の状況の公表に関する条例の制定について．．．．．	17
	議案第 18 号 広島県後期高齢者医療広域連合の財政状況 の作成及び公表に関する条例の制定について．．．．．	17
	議案第 19 号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制 定について．．．．．	17
	議案第 20 号 広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基 金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について．．．．．	18
日程第 14	議案第 21 号 広島県後期高齢者医療広域連合広域計画の 策定について．．．．．	18
日程第 15	議案第 22 号 平成 18 年度広島県後期高齢者医療広域連 合一般会計予算．．．．．	20
日程第 16	議案第 23 号 平成 19 年度広島県後期高齢者医療広域連 合一般会計予算．．．．．	21
日程第 17	一般質問（28 番片山議員）．．．．．	24
	答弁（伊藤広域連合長）．．．．．	25
	議了宣告．．．．．	27
	広域連合長の閉会あいさつ．．．．．	27
	議長の閉会あいさつ．．．．．	27
	閉会宣告（午後 2 時 35 分）．．．．．	27
	会議録署名．．．．．	28

平成 19 年第 1 回定例会

平成 19 年第 1 回定例会 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第 1 号

平成 19 年 3 月 28 日（水曜日）八丁堀シャンテにおいて開会

出席議員

1 番	土井	哲男
2 番	酒入	忠昭
3 番	増井	克志
4 番	金子	和彦
5 番	竹川	和登
6 番	小泉	曙臣
7 番	天内	茂樹
8 番	守岡	辰巳
9 番	佐藤	志行
10 番	蔵本	久
11 番	桑田	真弓
12 番	棗田	澄子
13 番	伊達	亮詞
14 番	谷口	琢磨
15 番	岡部	健三
16 番	下村	昭治
17 番	有田	一彦
18 番	松浦	利貞
19 番	田中	達美
20 番	久保	宏隆
21 番	原田	幸治
22 番	中原	裕侑
23 番	折村	光彦
24 番	長尾	勝美
25 番	久茂谷	美保之
26 番	西田	巧
27 番	小川	信晃
28 番	片山	元八郎

欠席議員

な し

説明員

広域連合長 伊藤 吉和
副広域連合長 佐々木 清蔵
広域連合事務局長 金本 和己

総務グループリーダー 小林 武司
業務グループリーダー 村上 隆義
議事補助員
書記長 松野 禎水
書記 有場 定光
書記 谷本 和己

議事日程（第 1 号）

（平成 19 年 3 月 28 日 午後 1 時開議）

- 日程第 1 議長の選挙について
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 会議案第 1 号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 日程第 6 会議案第 2 号 広島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について
会議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について
- 日程第 7 選挙管理委員の選挙について
- 日程第 8 選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 9 議案第 1 号 監査委員の選任について＜識見を有する監査委員＞
- 日程第 10 議案第 2 号 監査委員の選任について＜議員選出監査委員＞
- 日程第 11 議案第 3 号 副広域連合長の選任について
議案第 4 号 副広域連合長の選任について
議案第 5 号 副広域連合長の選任について
議案第 6 号 副広域連合長の選任について
議案第 7 号 副広域連合長の選任について
- 日程第 12 議案第 8 号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか 14 本の条例について）
議案第 9 号 専決処分の承認について（平成 18 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算について）
議案第 10 号 専決処分の承認について（公平委員会の事務を広島県に委託することについて）
議案第 11 号 専決処分の承認について（広島県市町公務災害補償組合への加入について）
議案第 12 号 専決処分の承認について（広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について）
- 日程第 13 議案第 13 号 広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について

て

議案第 14 号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について

議案第 15 号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について

議案第 16 号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第 17 号 広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議案第 18 号 広島県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について

議案第 19 号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

議案第 20 号 広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

日程第 14 議案第 21 号 広島県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

日程第 15 議案第 22 号 平成 18 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 16 議案第 23 号 平成 19 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 17 一般質問 (28 番片山議員)

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 00 分 開 会

○広域連合事務局次長（松野禎水） 本日は、初めての広域連合議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、大崎上島町の西田議員が年長ですので、ご紹介申し上げます。

（26 番西田巧議員議長席へ）

○臨時議長(西田巧) ただいまご紹介いただきました西田です。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願い致します。

ただいまの出席議員は 28 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 19 年第 1 回定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。
議会招集につきまして広域連合長のあいさつがあります。
広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 広域連合規約に基づく選挙によりまして広域連合長に選任されました府中市長の伊藤吉和でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

平成 19 年第 1 回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日、平成 19 年第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、皆様におかれては、先般行われました各市町の広域連合議員選挙におきまして、各市町の議会並びに地域住民の厚い信頼と期待を担われ、ご当選されましたことをお喜び申し上げたいと存じます。

さて、本広域連合は去る 2 月 1 日をもって正式に設立をいたしました。

今後は、平成 20 年度の後期高齢者医療制度のスタートに向けて、皆様のご支援、ご協力をいただきながら準備を進めてまいりたいと考えております。

私も、広域連合長として、従来の老人保健制度に代わる後期高齢者医療制度へのスムーズな移行に向けて、県内 23 市町と緊密な連携を図りながら、円滑かつ効率的な運営に全力を傾注してまいり所存でございます。

しかしながら、昨今の地方自治体や地域を取り巻く社会経済情勢は、依然として厳しい状況でございます。こうした中で、新しい制度を進めていくわけでございますので、議員の皆様におかれましては、何とぞ何とぞ制度運営についてご理解をいただき、ご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

さて、この定例会に提出いたしております議案は、専決処分の承認等を含めまして、予算案、その他重要案件でございます。これらの案件につきましては、別途ご説明申し上げますが、何とぞ慎重にご審議の上、原案どおりにご議決を賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

以上開会にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

○臨時議長(西田巧) 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長(西田巧) ご異議なしと認めて、この日程で進めさせていただきます。

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定します。

「仮議席」は、ただいまご着席の議席とします。

△日程第１「議長の選挙について」

○臨時議長(西田巧) 日程第１これより「議長の選挙について」を議題とします。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(西田巧) ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名は、臨時議長において行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(西田巧) ご異議なしと認めます。

臨時議長が指名することに決定しました。

それでは、議長に１番土井議員を指名します。

お諮りします。

土井議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(西田巧) ご異議なしと認めます。

よって１番土井議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました土井議員が議場におられますので、当選の告知をします。

以上で私の臨時議長の職務を終わります。

ご協力ありがとうございました。

これより議長を交代いたします。

(臨時議長退席)

(１番土井哲男議員議長席へ)

◆１番(土井哲男議員) ただいまご選任いただきました土井でございます。一言ごあいさつをさせていただきます。

わが国の医療制度改革の目玉のひとつとして、平成20年度から新しく後期高齢者医療制度が始まるわけですが、その中で、この制度を運営するため県内23市町により設置された広域連合の議会の初代議長という大職を、皆様にご推挙いただき、身の引き締まる思いであります。

これからは、後期高齢者医療制度がより良い制度となり、より効率的な運営がなされるよう広域連合長を始めとして事務局の方々と協力し、粉骨砕身努力する覚悟でこ

ざいます。どうか議員各位におかれましては、今後ともご支援とご協力の程、よろしくお願いいたします。

これをもちましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（土井哲男） この際、申し上げます。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、金本広域連合事務局長、小林総務グループリーダー、村上業務グループリーダーを呼んでおりますことをご報告申し上げます。

また、議事運営の補助員として、広域連合事務局より書記長として松野広域連合事務局次長、書記として有場主任、谷本主事を指定しております事を合わせてご報告します。

△日程第2「議席の指定について」

○議長（土井哲男） それでは、日程第2「議席の指定について」ですが、議席は、議長が指定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。

議席は、現在着席されている席とします。

この際、申し上げます。

本日の「会議録署名者」として2番酒入議員、20番久保議員を指名いたします。

△日程第3「会期の決定について」

○議長（土井哲男） それでは、日程第3「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

△日程第4「副議長の選挙について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第4「副議長の選挙について」を議題とします。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。

議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に10番蔵本議員を指名します。

お諮りします。

10番蔵本議員を副議長の当選人と定めることに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 異議なしと認めます。

よって10番蔵本議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました蔵本議員が議場におられますので、当選の告知をします。

それでは、蔵本議員を紹介します。

10番蔵本議員

10番（蔵本久議員） 失礼致します。ただいま当広域連合の議会の副議長に当選させていただきまして誠にありがとうございます。もとより、浅学非才ではございますが、当連合の発展のためと、議長を補佐して、円満なる議会運営にまい進したいと思っておりますので、議員各位のご協力のほど心からお願い申し上げまして、簡単ですが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

△日程第5「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」

○議長（土井哲男） それでは、日程第5「会議案第1号広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

26番西田議員

26 番（西田巧議員） 地方自治法第 120 条の規定の趣旨にのっとり、本議会を運営するに当たり基本的な事項を定めた広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について提案するものであります。

以上、議員各位のご賛同を求めます。

○議長（土井哲男） お諮りいたします。

本件は、事後の議事手続を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

本件を採決いたします。

本件を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

△日程第 6「会議案第 2，3 号 広島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定についてほか 1 件」

○議長（土井哲男） それでは、日程第 6「会議案第 2 号広島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について」及び「会議案第 3 号広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について」を一括して議題といたします。

本 2 件の提案理由の説明をお願いします。

26 番西田議員

26 番（西田巧議員） 会議案第 2 号広島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例についてですが、本議会の円滑な運営を図ることを目的とし、議会事務局を設置する旨を定めた議会事務局設置条例を制定するため、この条例案を提出するものです。

次に会議案第 3 号広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についてですが、広域連合の事務の効率化を勘案して、議会の権限に属する事項のうちで軽易な事項について広域連合長の専決処分とすることを指定するもので、具体的には、50 万円以下の損害賠償の額を定めることについて提案するものであります。

以上、議員各位の賛同を求めます。

○議長（土井哲男） お諮りいたします。

本件は、事後の議事手続を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

本件を採決いたします。

本件を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

△日程第7「選挙管理委員の選挙について」

○議長（土井哲男） 日程第7「選挙管理委員の選挙について」を議題とします。
お諮りいたします。

選挙の方法は、指名推選により議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

お手元に配付しております名簿のとおり、選挙管理委員に、広島市西区鈴が峰町17番11-102号 大崎和義さん、福山市曙町三丁目13番13-7号 片山幸人さん、三次市甲奴町有田1003番地 伊達幹さん、東広島市西条町助実331番地 森田貢司さん以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認め、よって、大崎和義さん、片山幸人さん、伊達幹さん、森田貢司さんが選挙管理委員に当選されました。

△日程第8「選挙管理委員補充員の選挙について」

○議長（土井哲男） 日程第8「選挙管理委員補充員の選挙について」を議題とします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、指名推選により議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

選挙管理委員補充員に、広島市南区宇品東七丁目3番23号 河野康文さん、福山市御門町一丁目6番20号 松尾ヒデ子さん、三次市作木町下作木1136番地 中島申弐さん、東広島市黒瀬町小多田1093番地 北土井好夫さん以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定め、指名の順に補充の順位としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、河野康文さん、松尾ヒデ子さん、中島申弍さん、北土井好夫さんが選挙管理委員補充員に当選され、補充の順序は、指名の順序のとおりとします。

△日程第9「議案第1号 監査委員の選任について」

○議長（土井哲男） それでは、日程第9議案第1号「監査委員の選任について」を議題とします。

なお、議案書はお手元に配付しております。

本件の説明を求めます。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 上程されました議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、監査委員の選任についてご同意をお願いするものでございまして、履歴書をもって説明にかえさせて頂きたいと思っております。

名前は高見貞四郎さん、生年月日昭和14年4月23日、住所広島市中区千田町三丁目7番73-208号でございます。

高見さんは、人格高潔で、優れた見識を備えられており、監査委員として適任と存じます。何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男） お諮りいたします。

本件は、事後の議事手続を省略し、直ちに採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

本件を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

△日程第10「議案第2号 監査委員の選任について」

○議長（土井哲男） 日程第10議案第2号「監査委員の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 上程されました議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、監査委員の選任についてご同意をお願いするものでございまして、履歴書等にごございますように、ご推薦を申し上げたいと存じます。名前小泉曙臣さん、生年

月日昭和 22 年 7 月 18 日，住所呉市神原町 23 番 36 号。小泉議員は，広域連合監査委員として適任と存じます。何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男） この際，小泉議員は退室されていることを念のために申し上げます。

お諮りいたします。

本件は，事後の議事手続を省略して，直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって，さよう決定されました。

本件を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって，本件は同意されました。

△日程第 11「議案第 3 号～第 7 号 副広域連合長の選任について」

○議長（土井哲男） 日程第 11 議案第 3 号から議案第 7 号までの「副広域連合長の選任について」の 5 件を一括して議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 上程されました議案第 3 号ほか 4 件についてご説明申し上げます。

本案は，副広域連合長の選任についてご同意をお願いするものでございます。

まず，副広域連合長の役割についてでございますが，広域連合規約第 11 条において，副広域連合長を 5 人置くと規定しており，重要な事項に関して広域連合長を含めた 6 人の合議によって決定していくことを念頭に置いたものになっております。

第 3 号ほか提案書をご覧いただきたいと思います。ここにご提案申し上げております方々は，皆様ご承知のとおりでございます。まず佐々木清蔵氏は，現在，安芸太田町長並びに広島県町村会の会長としてご活躍中であり，学識，経験ともに豊かな方で，副広域連合長として適任と存じます。

次に，議案第 4 号の山下三郎氏は，現在，廿日市市長並びに広島県市長会の会長としてご活躍中であり，学識，経験ともに豊かな方であり，副広域連合長として適任と存じます。

次に，議案第 5 号，児玉更太郎氏は，現在，安芸高田市長並びに広島県市長会の副会長としてご活躍中であり，学識，経験ともに大変豊かな方であり，副広域連合長として適任と存じます。

次に，議案第 6 号，吉田隆行氏は，現在，坂町長並びに広島県町村会の副会長としてご活躍中であり，学識，経験ともに豊かな方であり，副広域連合長として適任と存じます。

次に、議案第7号、山口寛昭氏は、現在、世羅町長並びに広島県町村会の副会長としてご活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方ございまして、副広域連合長として適任と存じます。

また、5人の選任が同意をされましたらならば、広域連合長の職務代理者を定める規則に基づく職務代理者の第1順位となる副広域連合長には、佐々木清蔵氏を指名したいと考えております。

何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男） お諮りいたします。

本件は、事後の議事手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

本件を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

ここでしばらく休憩いたします。

会議の再開は、10分後の13時40分といたします。

それでは、休憩をいたします。

午後1時29分 休 憩

午後1時40分 再 開

○議長（土井哲男） 会議を再開いたします。

先ほど選任されました副広域連合長の出席を求めています。

それでは、自己紹介をお願いいたします。

副広域連合長(佐々木清蔵) 安芸太田町長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

副広域連合長(山下三郎) 廿日市市長の山下です。よろしくお願いいたします。

副広域連合長(吉田隆行) 坂町長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

副広域連合長(山口寛昭) 世羅町長の山口でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井哲男） この際、選任に同意されました副広域連合長5名を代表して佐々木清蔵副広域連合長にごあいさつをお願いいたします。

◎副広域連合長(佐々木清蔵) 先ほどは副広域連合長の選任にご同意いただきまして、誠にありがとうございました。

本日、安芸高田市長の児玉さんが公務のため欠席をされておりますので、5名の副広域連合長を代表して、ごあいさつを申し上げます。

新しく後期高齢者医療制度という制度がスタートするときにあたりまして、副広域連合長という大役を仰せつかるわけではありますが、その重責に身の引き締まる思いがいたしております。議員の皆様方のご指導をいただきながら、私達5名は副広域連合長として、伊藤連合長を補佐し、山積する課題に取り組んで参りたいと、誠心精一杯取り組んで参りたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（土井哲男） 以上で紹介を終わります

なお、先程広域連合長の提案説明にありました職務代理者の第1順位である佐々木副広域連合長には、引き続き説明員として、議場に残っていただき、他の3名の副広域連合長につきましては、退室をお願いいたします。

ありがとうございました。

議場を整えたいと思いますのでしばらくお待ちください。

（職員により理事者側席の整理）

△日程第12「議案第8号～第12号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか14本の条例について）ほか4件」

○議長（土井哲男） 日程第12 議案第8号「専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか14本の条例について）」ほか4件を一括して議題といたします。

本5件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただ今上程されました各議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第8号から議案第12号までは、専決処分について、ご承認をお願いするものでございます。

まず、議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか14本の条例についてでございますが、これら15本の条例は、広域連合設立時に制定しておく必要がございましたので、2月1日の設立日に広域連合長による専決処分を行ったものでございます。

おそれいりますが、「平成19年第1回定例会議案資料」こういったものをお手元に配布してあると思いますので、この資料を見ていただきたいと思います。この資料の1ページをご覧くださいと思います。

まず、「広島県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例」ですが、土日、祝日、年末年始を休日とし、原則として執務を行わないものとするもので、国が示した準則どおりの内容となっております。

以下「広島県後期高齢者医療広域連合」を省略させていただきます。

次に「公告式条例」ですが、条例や規則の公布は、広域連合長が署名し、広域連合の定めた掲示場に掲示して行うこととするもので、国が示した準則どおりの内容とな

っております。

次に「議会の定例会条例」でございますが、他の広域連合の例を参考にいたしまして、広域連合議会の定例会は年に2回開催するという内容となっております。

次に「監査委員条例」ですが、監査委員事務局を設置するなど監査委員が事務を処理するため必要かつ基本的な事項について定める内容となっております。

次に「事務分掌条例」ですが、広域連合の事務を行うために事務局を設置し、その事務の分掌について定める内容となっております。なお、19年度からは、総務課及び業務課を設置することとしております。

議案資料の2ページをお開きください。

まず、「職員定数条例」でございますが、広域連合長の事務部局の職員を24人、議会事務局、選挙管理委員会及び監査事務局の定数をそれぞれ3人と定めるものでございます。議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員事務局の職員は、広域連合の事務局員が兼務することとしております。

次に「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」でございますが、職員の分限処分としての降任、免職及び休職の手続及び効果について準則どおりの内容となっております。

次に「職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例」でございますが、職員の懲戒処分としての戒告、減給、停職及び免職の手続及び効果について準則どおりの内容となっております。

次に「職員の服務の宣誓に関する条例」でございますが、職員の服務の宣誓について準則どおりの内容となっております。

次に「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」でございますが、職員の職務専念義務の免除について準則どおりの内容となっております。

3ページをご覧ください。

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」でございますが、職員の勤務時間、休日及び休暇について定めたもので、広島県の条例をベースにした内容となっております。

次に「特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例」でございますが、特別職等が職務に従事した際の報酬及び費用弁償について広島県をベースにした内容となっております。

報酬につきましては、広域連合長及び副広域連合長は年額制といたしまして、議員、行政委員会の委員、附属機関の委員は職務に従事したごとに支給する日額制としております。

費用弁償につきましては、議員が議会の招集に応じたとき、公務により委員会その他の会合に出席するとき、又は指定された場所で職務に従事したときに、議員等の所在地により定額を支給する日額旅費を基本としております。

4ページをお開きください。

「派遣職員の手当に関する条例」でございますが、職員に支給する給与のうち広域連合が直接支給するのは時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職手当としております。これらの手当について定める内容となっております。

なお、派遣元が職員に支給した給料、手当及び共済費につきましては、広域連合が

派遣元に対して負担金として支払うことにより精算することとなります。

次に「職員等の旅費に関する条例」でございますが、職員が公務のために旅行した場合に支給する旅費について、広島県の規定をベースとする内容となっております。

次に「長期継続契約に関する条例」でございますが、地方自治法に定めがあるもののほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約について、条例で定めることとされている長期継続的な契約について、その期間を5年以内と規定する内容となっております。

つづきまして、議案第9号の「平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算」の専決処分でございますが、広域連合議会の開会が3月下旬に予定されていたことから、18年度まるまる2か月分の予算を暫定予算として専決処分をしております。歳入歳出予算総額は1,715万5千円としております。

では、歳入歳出の詳細につきましては、おそれいりますが、別冊の「一般会計暫定予算説明書」これがございますので、これでご説明させていただきたいと思っております。

それでは、この18年度の一般会計暫定予算説明書の1ページをお開きください。「歳入歳出予算事項別明細書」をお開きいただきたいと思います。

歳入についてにつきましては、市町からの分賦金1,715万5千円を計上しております。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、款として、議会費、総務費、公債費及び予備費としております。

款ごとに説明致します。4ページをお開きください。

議会費につきましては、議員報酬や費用弁償、連合議会の議場としての会場借上げ料等として95万9千円を計上しております。

5ページをお開きください。

総務費につきましては、項ごとに説明いたします。

総務管理費には一般管理費を設定し、一般事務経費、一般職の給与に関する経費などで総額1,478万6千円を計上しております。

7ページをお開きください。ここは選挙費でございますが、

選挙費には、広域連合長選挙などの経費として32万7千円を計上してございます。

8ページをご覧ください。8ページは監査委員費でございますが、

事務用品等の経費7万1千円を計上しております。

総務費全体では1,518万4千円を計上しております。

9ページをお開きください。9ページは公債費でございますが、

歳出予算総額から一般職員人件費相当分を除いた金額の1か月借入分の利子として1万2千円を計上しております。

10ページをご覧ください。

予備費は100万円を計上しております。

11ページをご覧ください。

ここからは、給与費明細書となります。人件費関係の説明資料でございます。

まず、特別職の「長等」の欄には、広域連合長と副広域連合長5人の報酬額につきましては年額となっておりますのでその月割した額を、「議員」の欄には広域連合議

員さん 28 人分の報酬を記載しております。

12 ページをご覧ください。最後のページでございますが、一般職につきましては、職員数 10 人分の職員手当と職員手当にかかる地方公務員災害補償基金への負担金として共済費を記載しています。職員手当の内訳は、管理職手当及び時間外勤務手当となっております。

申し訳ございませんが、先ほどご覧いただきました「平成 19 年第 1 回定例会議案資料」にお戻りいただきまして、これの 5 ページをご覧いただきたいと思います。

議案第 10 号の「公平委員会の事務を広島県に委託することについて」の専決処分でございます。

地方公共団体は、地方公務員法の規定によりまして、職員の勤務条件に関する要求を審査判定するための公平委員会を設置することとなっておりますが、他の団体の人事委員会に委託することができることとなっております。

公平委員会を単独で設置するよりも委託することで事務処理の効率化が図れ、経費の節減等が見込まれます。そのため、地方自治法の規定に基づき、協議により規約を定め、広島県に委託するものでございます。

なお、県内の町につきましては公平委員会の事務を県に委託してございます。

また、この事務は広域連合の設立日から必要なため、専決処分をしております。

次に、議案第 11 号の「広島県市町公務災害補償組合への加入について」の専決処分でございますが、議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償の事務を、効率的に処理するため、広島県市町公務災害補償組合に加入するものでございます。

また、これにつきましても広域連合の設立日からの加入が必要なため、専決処分をしております。

次に、議案第 12 号の「広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について」の専決処分でございますが、4 月 1 日から広島県市町災害補償組合を組織する地方公共団体の数が増減すること及び地方自治法の一部改正により規約内容が変更することについて、協議を行い、広島県知事の許可申請が必要となりますので、議会を招集する暇がないため、専決処分をしております。

以上、上程されました各議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけでありましたが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を告げてください。

ご質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本 5 件の討論を終結いたします。

本５件を表決いたします。

本５件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総数でございます。よって、本５件は承認されました。

△日程第 13「議案第 13 号～第 20 号 広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例ほか 7 条例の制定について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第 13 議案第 13 号「広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について」ほか 7 件を一括して議題といたします。

本 8 件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長(金本和己) ただ今上程されました各議案につきまして、ご説明申し上げます。

引き続きこちらの「平成 19 年第 1 回定例会議案資料」をご覧くださいと思います。これの 6 ページをお開きください。

議案第 13 号「広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について」ですが、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、必要な事項を定める内容となっております。

以下「広島県後期高齢者医療広域連合」を省略させていただきます。

次に、議案第 14 号「情報公開条例の制定について」でございます。

行政文書の開示を請求する権利及び行政文書の開示等の実施に関し必要な事項を定める内容となっております。

議案第 15 号「個人情報保護条例の制定について」でございます。

広域連合が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定める内容となっております。

議案第 16 号「情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」でございます。

情報公開及び個人情報保護の適正な運用を図ることを目的とした審査会を設置することについて必要な事項を定める内容となっております。

次に、議案第 17 号「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」でございます。

広域連合の人事行政の運営等の状況について公表することに関し、必要な事項を定める内容となっております。

議案資料の 7 ページをご覧ください。

議案第 18 号「財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について」でございます。

広域連合の財政状況について公表することに関し、必要な事項を定める内容となっております。

次に、議案第 19 号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例の制定について」でございます。

予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負等議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し、必要な事項を定める内容となっております。

次に議案第 20 号「財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」でございます。

地方財政法に定めるところによる翌年度以降における財政事情も考慮した健全な財政運営に資することを目的として財政調整基金を設けることとし、その管理及び処分に関し、必要な事項を定める内容となっております。

以上、上程されました各議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけでありますが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を告げてください。

ご質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本 8 件の討論を終結いたします。

本 8 件を表決いたします。

本 8 件は、原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本 8 件は可決されました。

△日程第 14「議案第 21 号 広島県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第 14 議案第 21 号「広島県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長(金本和己) ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

議案第 21 号「広島県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」でございます。

議案資料の 8 ページをご覧ください。

地方自治法第 291 条の 7 第 1 項には、「広域連合が設けられた後、速やかに議会の議決を得て広域計画を作成する。」と定められております。

また、本広域連合規約第5条には広域計画の記載事項を、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること及び広域計画の期間及び改定に関すること、と規定しております。

これらを受けまして、市町と広域連合事務局とで調整を行い検討・作成した本案を提出しているところでございます。

次に内容のご説明をさせていただきます。

本広域計画の趣旨としまして、広域連合と県内全市町が、相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めることとしております。

広域計画に記載する項目は、本広域連合規約第5条に基づき、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること及び広域計画の期間及び改定に関することとしております。

広域計画の期間は、平成21年度までとし、その後は4年間ごとに改定を行うこととしておりますが、広域連合長が必要と認めたときには、随時見直しを行います。

基本計画についてご説明いたします。

平成18年度及び平成19年度は、20年4月からの制度施行に向けた準備事務を広域連合及び各市町において行います。

平成20年度以降につきましては、被保険者資格管理に関する事務では、資格管理に関する申請及び届出の受付等は市町が行い、資格情報の管理、被保険者認定等は広域連合が行います。

医療給付に関する事務につきましては、申請及び届出等の受付は市町、現物給付及び償還払いの審査並びに支払いは広域連合が行います。

保険料の賦課に関する事務につきましては、広域連合において、2年ごとに財政均衡の保つことができる保険料率を設定いたします。また、保険料の減額等に係る申請の受付は市町が行います。

賦課決定、低所得の方などに対する保険料の軽減措置を広域連合が行います。

保健事業に関しましては、広域連合が効果的で効率的な保健事業を推進します。

その他制度の施行に関する住民からの相談に対しては市町と広域連合が緊密に連携して対応することとしております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけですが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を告げてください。

ご質疑をお願い致します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(土井哲男) 起立総数。よって、本件は可決されました。

△日程第 15「議案第 22 号 平成 18 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長(土井哲男) 次に、日程第 15 議案第 22 号「平成 18 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長(金本和己) それでは、議案第 22 号「平成 18 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の説明を致します。

先ほど、暫定予算の専決処分の報告において、予算の概要は説明いたしておりますので、主な変更点を中心に説明させていただきます。歳入歳出予算総額の変更はございません。

おそれいりますが、別冊の「平成 18 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算説明書」をご覧くださいと思います。

この「予算説明書」の 2 ページをお開きください。

歳出についてでございますが、先ほどの暫定予算では、公債費を計上しておりましたが、既に市町から負担金を納付していただいておりますので、今後金融機関等から一時借入れをする必要がございませんので、これを削除しております。また予備費につきましても、暫定予算で 100 万円を計上しておりますから、1 万円に減額しております。

5 ページをお開きください。

(款)総務費の(項)総務管理費につきましては、年度末の事務量増加を見込みまして、職員の時間外勤務手当を申し訳ございませんが、37 万 4 千円増額しております。

広域連合のホームページ作成の業務委託を平成 19 年度に行うこととしたため、52 万 5 千円減額しております。

広域連合と市町の窓口処理サーバを結ぶシステムの整備にあたり、業者選定を行う審査会に関する経費を 1 万 4 千円計上しております。

6 ページをご覧ください。

予備費の減額相当分とあわせまして財政調整基金への積立金として 188 万 9 千円を新規に計上しております。

10 ページ、11 ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、さきほど説明致しましたが、時間外勤務手当を増額しております。

以上で、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を告げてください。

ご質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めて異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総数。よって、本件は可決されました。

日程第 16「議案第 23 号 平成 19 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（土井哲男） 次に、日程第 16 議案第 23 号「平成 19 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長(金本和己) それでは、議案第 23 号「平成 19 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の説明をしたいと思います。

申し訳ございません。議案書の 119 ページをご覧ください。議案書の最後の方でございますが、119 ページでございます。

平成 19 年度広域連合一般会計予算の歳入歳出総額は 6 億 360 万 2 千円となっております。

また、一時借入金の限度額は、予算総額の 4 分の 1 程度の 1 億 5 千万円としております。

これは 4 半期毎に市町から分賦金を求めるため、1 期分相当額を超える資金不足は生じないためでございます。

120 ページをお開きください。

歳入といたしましては（款）として、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金および諸収入を計上しております。

歳出といたしましては（款）として、議会費、総務費、公債費及び予備費を設定し、（項）といたしましては議会費、総務管理費、選挙費、監査委員費、公債費及び予備

費を計上しております。

これを歳入歳出の詳細につきましては、申し訳ございません。今度は「一般会計予算説明書」に基づきましてご説明申し上げたいと思いますので、ご覧いただきたいと思います。「平成 19 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算説明書」でございます。

1 ページお開きください。「歳入歳出予算事項別明細書」でございますが、歳入は、分担金及び負担金から諸収入の 6 つの款を設定しており、前年度比較で 5 億 8,644 万 7 千円の増となっております。

3 ページをお開きください。

分担金及び負担金は、23 市町からの事務費分賦金 6 億 273 万 3 千円を計上しております。

4 ページをご覧ください。

国庫支出金でございますが、老人医療費適正化推進費補助金 86 万 4 千円を計上しています。補助対象経費は、国、県や市町を結ぶ行政専用のネットワーク回線である L G W A N 関連機器使用料で、補助率は 2 分の 1 でございます。

5 ページをお開きください。

財産収入といたしまして、財政調整基金の利子収入を存目として 1 千円を計上しております。

6 ページをご覧ください。

繰入金は、不測の歳出の財源に充てるため、財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れることとして存目で 1 千円を計上しております。

7 ページをお開きください。

繰越金は、前年度の決算剰余金を平成 19 年度予算に繰越すための予算を存目として 1 千円計上しております。

8 ページ及び 9 ページをご覧ください。

諸収入としては、預金利子及び 9 ページには雑入でございますが、存目としてそれぞれ 1 千円を計上しております。

10 ページをご覧ください。

ここから歳出の説明となります。主な歳出項目につきまして、順を追って説明させていただきます。

まず、議会費としては、連合議会の 2 回の開催及び運営に関する経費といたしまして、288 万 6 千円を計上しております。

11 ページをお開きください。

総務管理費でございますが、広域連合の運営に関する経費及び広域連合と市町窓口処理サーバを結ぶシステム整備に関する経費を計上しております。

具体的な経費について、主な項目をご説明申し上げます。

報酬としましては、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬及び正副広域連合長の報酬 39 万 4 千円を、職員手当等といたしまして、時間外勤務手当と管理職手当 2,187 万 2 千円を計上しております。

需用費といたしましては、消耗品費や後期高齢者に配布する被保険者証用紙や各種

申請書用紙，制度の普及啓発用のリーフレット等の印刷製本費等として，9,270 万 5 千円を計上しております。

役務費として，一般事務にかかる郵送料や電話料金，平成 19 年度中の事務所の移転経費，支払等の口座振替手数料，被保険者証の一斉送付郵送料や特定疾病による医療費助成の申請書等の郵送料として，8,745 万円を計上しております。

12 ページをご覧ください。

委託料といたしまして，広域連合例規集の整備委託料，財務システム保守委託料，広域連合システム構築委託料，被保険者証の封入業務などの委託料として，1 億 4,005 万 1 千円を計上しております。

使用料及び賃借料として，広域連合事務所の借上料，複写機等の使用料，広域連合システム機器リース料などとして，7,158 万 1 千円を計上しております。

13 ページをお開きください。

負担金，補助及び交付金として，公務災害補償組合への負担金や公平委員会事務を県の人事委員会に委託する負担金と派遣職員の人件費を派遣元の市町に負担する経費として 1 億 7,509 万 6 千円を計上しております。

以上，総務管理費合計で 5 億 9,475 万 1 千円を計上しております。

14 ページをご覧ください。

選挙費につきましては，選挙管理委員会の委員長及び委員の計 4 名の報酬と費用弁償，事務消耗品の購入経費等として 32 万 2 千円を計上しております。

15 ページをお開きください。

監査委員費につきましては，毎月の出納監査及び決算監査や財務監査のための監査委員 2 名の報酬等 39 万 6 千円を計上しております。

16 ページをご覧ください。

公債費でございますが，一時借入金の利子といたしまして，借入限度額に相当する額を 30 日間，年利 2 % で借りた場合の利子を計上しております。

17 ページをお開きください。

予備費につきましては，当初予算で見込むことができなかった経費の支出に充用するための経費として 500 万円を計上しております。

以上，歳入歳出総額は 6 億 360 万 2 千円となります。

18 ページをご覧ください。

ここからは，給与費明細書となります。

まず，特別職の報酬につきましては，正副広域連合長の報酬が 1 年分となったこと，連合議会の開催が 2 回となったこと及び，その他の特別職として選挙管理委員 4 人，監査委員 2 人，情報公開・個人情報保護審査会委員 5 人の報酬が加わったことにより，平成 18 年度と比較し増額となっております。

19 ページをお開きください。

一般職に係る職員手当等につきましても，平成 19 年度から職員が 24 名に増加したことと，平成 18 年度の派遣期間が 2 か月であったものが平成 19 年度は 1 年間となったことにより増額となっております。

以上で，上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが，ご審議

の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を教えてください。

ご質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総数。よって、本件は可決されました。

△日程第 17「一般質問」

○議長（土井哲男） 次に、日程 17「一般質問」を議題とします。

お手元にお配りしておりますとおり 28 番片山議員より事前に質問の通告がございます。

お諮りいたします。

片山議員の質問を議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。

よって、これを議題といたします。

質問をお願いいたします。

28 番片山議員。

28 番（片山元八郎議員） 28 番神石高原町議会選出片山元八郎。事前に送付していただきました議案書に目を通させていただきました。2 点にわたって質問があります。

第 1 点目は、後期高齢者医療制度の立ち上がりに至った経緯、2 点目、後期高齢者医療制度の真の狙いはいか。第 1 点目でございますが、議案書の 111 頁に、広島県後期高齢者医療広域計画というのがございまして、そのはじめにという所で「後期高齢者医療制度」創設の趣旨が述べられております。県民の皆様は、わかりやすく説明するためにできるだけ行政用語を使わず、75 歳以上の高齢者医療保健制度を立ち上げるに至った経緯をお伺いいたします。

次に答弁は結構でございますが、医療福祉関係がございましたので、あえて私の気

持ちを述べさせていただきます。広島県は、平成 19 年度末に県立神石三和病院を地元移管する方針を示しております。

その理由として、「合併により、神石郡の中核病院としての広域的役割がなくなった」「外来患者の大半が地元住民である」等、私達には全く納得できない根拠を述べて地元移管の方針を進めております。合併を推進したのは県でございます。神石高原町の面積・人口が変わりましたか。やっと最近になり、本音である「赤字」のことを言い出したわけでございます。

このように、県は私達、神石高原町民に対して、説明責任を果たしておりません。そういった意味では、その点についてはご答弁いただかなくて結構なんですけど、後期高齢者医療制度の真の狙いは何かという以上 2 点をお伺いいたします。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。

広域連合長。

広域連合長（伊藤吉和） ご答弁を申し上げたいと存じます。医療保険の運営等に関しましては、現在でも各市町で大変苦勞をいたしておるわけでございます。そういったいろいろな背景の中で今回の制度が、全国的に立ち上げてきたものでございまして、私共の理解しているところを申し上げたいと存じます。

まず 1 つ目のご質問の後期高齢者医療制度を立ち上げるに至った経緯についてでございます。

広域計画にもございますように、現在わが国は、すべての国民が公的な医療保険制度に加入して、誰もが安心して医療を受けられることができるという国民皆保険制度ができあがっております。しかし、医療費は所得の伸びを上回って動向しておりまして、医療費の中でも特に老人医療費は、今後、団塊の世代が高齢化することに伴いまして大幅に増大することが確実視をされておるわけでございます。

また、現行の老人保健制度では、市町村が支払う老人医療費について、現役世代がどこまで負担すればよいのかという、現役世代と高齢世代の負担この割合といったものが大変不明確でございまして、保険事業の運営についても老健拠出の負担感が大変大きなものになっておるわけでございます。

こういったさまざまな問題が現在の制度では指摘をされておったわけでございます。

このため、国においては、平成 15 年 3 月に閣議決定をされました「医療制度改革の基本方針」の中で、3 つの基本的な考え方を示しております。

1 つ目は、安定的で持続可能な医療保険制度の構築、2 つ目は、給付の平等・負担の公平、3 つ目は、良質で効率的な医療の確保、このような基本的な考え方が示されて、平成 17 年 12 月の『医療制度改革大綱』におきまして、これまでの老人保健制度に代わる独立した『後期高齢者医療制度』、今日成立しておりますこの制度の創設を打ち出したわけでございます。

この流れを受けまして、皆様ご存知のように、平成 18 年 6 月に、昨年 6 月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立いたしまして、その中に「高齢者の医療の確保に関する法律」これによりまして、この制度が施行されることとなったわけで

ございます。爾来、半年あまり、広島県におきまして全市町によりまして、この体制を立ち上げるべく準備委員会をつくって今日まで対応いたしてきたわけでございます。

そして先般の全市町の議会における広域連合規約の議決を経まして、2月1日に設立、そして本日初議会というふうに進捗をみてきたわけでございます。

当広域連合といたしましては、平成19年度には、様々なパンフレットの作成をしたり、またこれを配布することによって制度の周知を図って参るほか、業務運営に係るさまざまなシステムの構築など各種の準備業務を行いまして、平成20年の4月にこの制度の本格実施とこういったものに備えていきたい、制度の円滑な移行と効率的な実施に万全を期して参りたいと考えているところでございます。

経緯といいますか、公式な経緯しかなかなか答弁しにくいのでございますが、今日を迎えるまでには、地方団体の中でも大変議論がございまして、特に県単位に一本化するという事について、それぞれ地方団体の方でも、再三要望を繰り返してきたわけです。今日の広域連合という形態による運営といったものが決められて実施に万全を期して参りたいと考えているわけでございます。

次に、2つ目の後期高齢者医療制度のねらいは何かという事にございますが、これはさまざまな狙いがあるという風に理解をいたしております。

先程経緯の中でご説明申し上げましたように、1つ目としては、高齢者と現役世代の負担の明確化ということであるかと存じます。

医療給付の財源は、患者負担を除きまして、後期高齢者が応分の負担をするということで保険料として1割を負担し、現役世代からの支援金で約4割、公費で約5割を負担するという、負担の明確化を図っていくわけであります。

そういう制度になるというわけでございます。

次に、2点目でございますが、やはり財政運営の安定化と責任の明確化という事かと存じます。

都道府県単位すべての市町村が加入するこの広域連合によって、この広域連合がこの行政の運営主体として、いわば保険者としての役割を担う、この事によりまして、財政運営の安定化と責任の明確化を図る、そして財政リスクの軽減を図る、こういったしくみに国、県が共同して責任を果たす仕組みというの導入をされてございます。従来、市町村の方から県単位に移行して安定化を図るということが、特に高齢者の割合の大幅高まりつつある中山間地の自治体にとっては大変意味のある制度改革になったのではないかとこの風に理解をいたしております。

そして、3点目といたしましては、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療の提供といったことが目的となっているというふうに考えております。

地域の主治医によります在宅の患者に対する常時一貫した対応を行うなど、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療が提供できるように、新たな診療報酬体系を構築するということが謳われております。

これは今後の課題となると思いますが、こういった事を可能にする制度というふうに理解を示しております。

以上3点がこの後期高齢者医療制度の主なねらいと受け取めているところでござい

ます。

よろしくお願いいたします。

28 番（片山元八郎議員） 以上で質問を終わります。

○議長（土井哲男） それでは、一般質問を終わります。

○議長（土井哲男） 以上をもちまして、今期定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

以上をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって閉会することに決定されました。

閉会に当たり広域連合長のあいさつがあります。

お願いします。

◎広域連合長（伊藤吉和） 失礼いたします。平成 19 年第 1 回定例会 広域連合の議会でございしましたが、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、18 年度当初予算を初め、提案いたしました各号議案につきまして、長時間にわたり慎重かつ熱心にご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今後の広域連合の運営に当たりましては、本会議での審議において承りましたご意見などを踏まえて、今後執行に万全を期して参る所存でございます。

20 年 4 月からの制度の施行を控えて、事務局職員一丸となりまして、この立ち上がりに向けて、準備作業に精励して参りますので、議員の皆様の格別なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

皆様におかれましては、今後十分にご自愛をいただきまして、なお一層のご活躍をご祈念申し上げます。閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでした。

○議長（土井哲男） ありがとうございました。

議員各位におかれましては、広域連合予算を初め多くの重要案件について長時間にわたり熱心にご審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。

連合長のごあいさつにもございましたが、広域連合の運営に当たりましては、審議の過程において出されました各議員の意見等を十分勘案の上、さらなる発展を目指し、なお一層ご尽力いただきますようお願いいたします。

これをもちまして定例会を閉会いたします
ご苦労さまでございました。

午後 2 時 35 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 西田 巧

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 酒入 忠昭

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 久保 宏隆